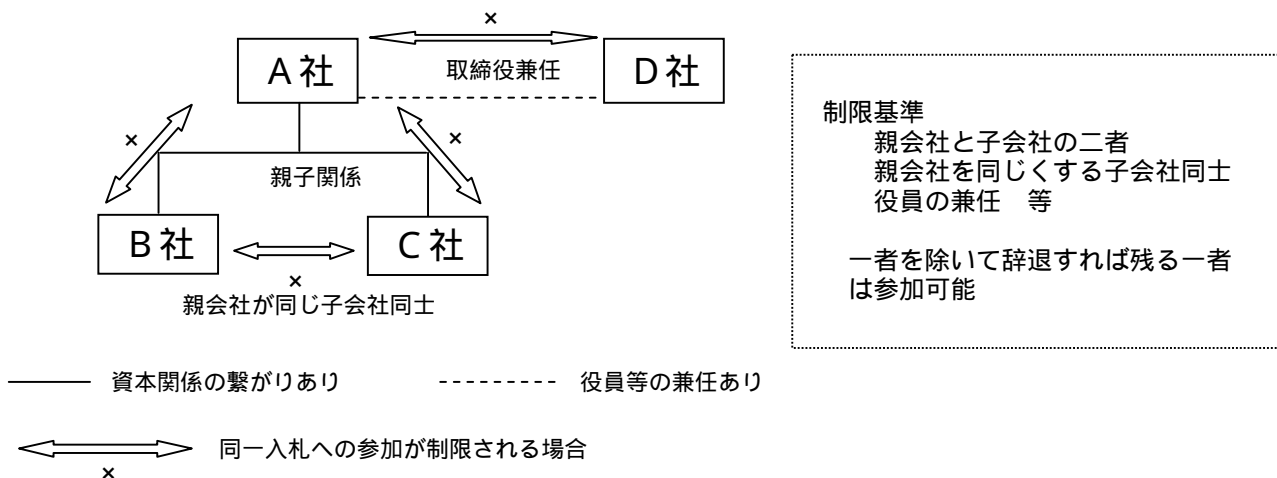


## 同一入札への参加が制限される場合



**制限基準**  
 親会社と子会社の二者  
 親会社を同じくする子会社同士  
 役員等の兼任 等  
  
 一者を除いて辞退すれば残る一者は参加可能

、 について、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。  
 について、会社の一方が更正会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

## 役員 の 定義

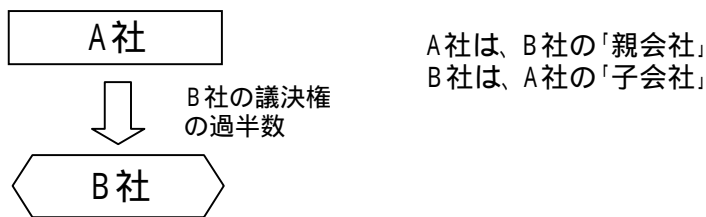
会社の代表権を有する取締役（代表取締役）  
 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。）  
 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された  
 管財人  
 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

## 親会社、子会社の定義

### 会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社・子

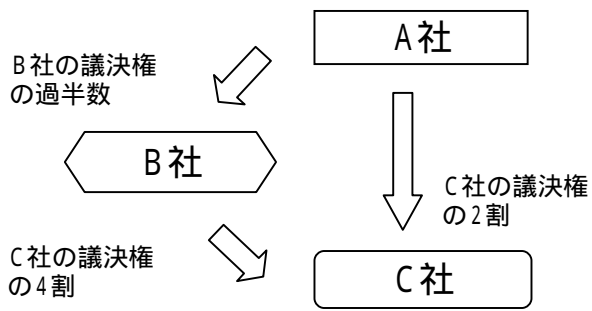
**第2条第3号 子会社の定義**  
 会社とその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社はその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。  
**第2条第4号 親会社の定義**  
 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

### ケース



	親会社	子会社
A社	-	B社
B社	A社	-

ケース

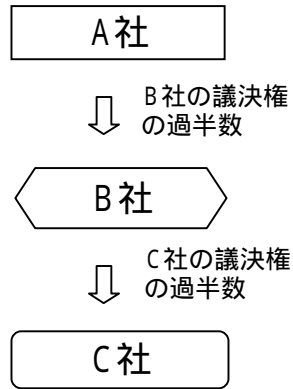


B社は、A社の「子会社」であり、親会社であるA社及び子会社であるB社が、C社の議決権の過半数を有することから、

会社法第2条の規定により、A社は、C社の「親会社」とみなされ、C社は、A社の「子会社」とみなされる。

	親会社	子会社
A社	-	B社、C社
B社	A社	-
C社	A社	-

ケース



B社は、A社の「子会社」であり、子会社であるB社が、C社の議決権の過半数を有することから、

会社法第2条の規定により、A社は、C社の「親会社」とみなされ、C社は、A社の「子会社」とみなされる。

	親会社	子会社
A社	-	B社、C社
B社	A社	C社
C社	A社、B社	-